

審 査 決 定 報 告 書

総務環境委員会

令和8年第2回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第55号ほか3件の審査の経過及び結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、6月11、12日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は、下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

1 議案第56号 水戸市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

本案は、地域再生法に関する省令の改正に伴い、固定資産税の課税免除の要件となる地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限の延長等を行うものであり、制度の適用状況や周知方法等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「地域経済の活性化につながるよう、引き続き企業等に対する情報発信に努められたい」、「ターゲットを明確にして、制度の周知に取り組みられたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

2 議案第65号 令和8年度水戸市一般会計補正予算（第1号）（ただし、第1表中歳出を除く）

本案は、令和7年度末に閉園した旧寿幼稚園の園舎解体工事を実施するための財源等について、補正措置を講じるものであり、市債の起債要件及び充当率等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「今後も適切な市債残高の管理に努められたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

3 報告第8号 専決処分について（水戸市市税条例の一部を改正する条例）

本件は、軽自動車税に係る環境性能割を廃止するとともに、種別割を軽自動車税へ変更する等、水戸市市税条例の改正を行ったものであり、執行部から説明を受けた後、委員から、「再生可能エネルギー発電設備の普及は、本市環境行政の発展につながることから、丁寧な制度の周知に努められたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、承認すべきものと決定いたしました。

このほか、議案第55号 水戸市市税条例の一部を改正する条例についても、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきも

のと決定いたしました。

記

議案第55号、議案第56号、議案第65号（ただし、第1表中歳出を除く）
以上、原案を認める。

報告第8号
承認する。

上記のとおり報告する。

令和8年6月16日

水戸市議会議長 袴塚孝雄様

総務環境委員会
委員長 森 正 慶